

伊勢原市消防団員の任免、給与、服務等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市非常勤消防団員（以下「団員」という。）の任免、給与、服務等について、伊勢原市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（昭和47年伊勢原市条例第17号。以下「条例」という。）及び伊勢原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和47年伊勢原市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任免)

第2条 市長は、条例第2条の規定により消防団長（以下「団長」という。）を任命するときは、消防団長任命辞令（第1号様式）を交付するものとする。

2 団長は、入団願（第2号様式）の提出があった者のうちから、条例第2条の規定により団長以外の団員を任命する。

3 団長は、前項の規定に基づき団員を任命するときは、消防団員任命辞令（第3号様式）を交付するものとする。

4 団員は、一身上の都合により退団しようとするときは、任命権者に退団願（第4号様式）を提出するものとする。

5 任命権者は、前項の退団願の提出があり、これを承認したときは、退団辞令（第5号様式）を交付するものとする。

(休団)

第3条 団員が長期間職務に従事することができない場合は、任期の範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。ただし、団長は市長が、消防団長以外の団員は団長が認める場合は、休団の期間を延長することができる。

2 団員が休団しようとするときは、休団届（第6号様式）により任命権者に提出しなければならない。

3 休団をしている期間中は、条例第12条に規定する報酬を支給せず、条例第15条に規定する退職報償金にあっては在職期間に算入しないものとする。

(不在)

第4条 条例第9条に規定する10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に対し、任命権者に不在届（第7号様式）を提出しなければならない。

(業務の範囲)

第5条 消防団の行う業務内容は、別表第1に掲げるものとする。

(出勤報酬)

第6条 条例第12条第3項に規定する出勤報酬は、次に掲げる業務に従事した場合において支給する。ただし、活動内容等により予算の範囲内で支給するものとする。

- (1) 別表第2及び別表第3に掲げる業務
- (2) 前条に規定する業務のうち、活動内容により支給することが適当と判断される業務

(出勤時間)

第7条 第5条に規定する業務のうち、水火災に従事した場合における出勤時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1回の出勤に係る出勤時間は、災害を覚知してから、次の出勤準備が整うまでの消防業務に関わる時間とする。ただし、災害現場等で消防活動を終えた後に、所属する消防団車庫待機室において次の出勤準備をしない場合は、災害現場等で出勤準備を含む消防業務を終えた時間までとする。
- (2) 1日に複数回の出勤があった場合は、その合計時間を出勤時間とする。
- (3) 1回の出勤において、日をまたぐ出勤があった場合は、それぞれの日ごとの出勤時間とする。

(出場報告)

第8条 団員が出勤報酬の支給を受けようとするときは、出場実績を取りまとめ、別で定める出場報告書により市長に報告しなければならない。

(出勤証明)

第9条 団員が、消防団活動に従事したこと又は従事することの証明書を勤務先等に提出する必要がある場合は、出勤証明願(第8号様式)により団長に申請することができる。

- 2 団長は、前項の申請があったときは、出勤報告と照合し、又は申請のあった団員が所属する分団長に出勤の有無を確認し、申請者に出勤証明書(第9号様式)を発行しなければならない。

(招集)

第10条 団長は、団員の招集方法、出勤区分について団員に周知しなければならない。

- 2 団員の招集方法は、消防本部の災害指令又は団長からの招集指令とし、招集場所は、特段の指示がある場合を除き、所属する部の待機所とし、原則徒歩で参集する。

(区域外出動)

第11条 団長は、消防団が規則第2条第2項に規定する応援出勤区域の区域外に出場した場合は、市長、消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(教養訓練)

第12条 団長は、規則第9条に定めるほか、消防本部及び消防署と連携した研修、訓練及び教養を実施しなければならない。

(機械器具の管理)

第13条 団長は、消防団の機械器具、設備及び資機材(以下「機械器具」という。)の取扱者を定めておくものとする。

2 団長は、機械器具を毀損又は亡失したときは、その事由及び状況を市長に報告しなければならない。

3 機械器具等の点検、整備等に関し必要な事項は、団長が別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年4月1日消防本部告示第3号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

水 火 災	火災出動	1 消火活動 2 避難誘導
	風水害出動	1 河川警戒 2 避難誘導
	救助出動	1 水難救助活動 2 山岳救助出動 3 行方不明者の搜索
	その他の出動	1 大規模災害時の避難所対応 2 その他
警 戒 ・ 訓 練 等	警戒出動	1 夜間巡回 2 火災予防運動に伴う巡回 3 歳末火災特別警戒に伴う巡回 4 火災鎮火後の警戒
	訓練・研修	1 各訓練の実施及び訓練会への出席 2 各講習会への出席 3 各研修への出席
	その他	1 各会議への出席 2 車両及び機械器具の点検等 3 消防団運営上必要な事務等 4 その他

別表第 2（第 6 条関係）

出勤区分：水火災に従事した場合

各種災害出勤	<p>1 消防長又は消防署長若しくは消防団長の命令等による出勤に限る。</p> <p>2 活動の有無等に関わらず、出勤した場合に支給する。</p>
--------	---

別表第 3（第 6 条関係）

出勤区分：警戒・訓練等に従事した場合

各種警戒出勤	各警戒出勤に伴う警戒を行った場合、各部 1 日当たり 4 人を上限として支給する。ただし、火災鎮火後の警戒等、市長が認めた場合は、この限りでない。また副分団長以上の階級の者は上限人数には含めないものとする。
訓練	消防団待機室等、各分団及び各部で訓練を行った場合に支給する。
操法訓練	操法大会に伴う訓練を行った場合に支給する。なお、支給上限は別に定める。
各講習会	市からの依頼に基づき、消防活動服等を着用して活動した場合に支給する。
各研修	市からの依頼に基づき、消防活動服等を着用して活動した場合に支給する。
各会議	市からの依頼に基づき、消防活動服等を着用して活動した場合に支給する。
点検	車両及び機械器具の点検等を行った場合に支給する。ただし、消防活動服等を着用して行った場合に限る。
その他	市からの依頼に基づき、消防活動服等を着用して活動した場合に支給する。

第1号様式（第2条関係）

（ 氏 名 ）

伊勢原市消防団長に任命する
任期は 年 月 日までとする

年 月 日

伊勢原市長

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

入 団 願

伊勢原市（長・消防団長）殿

住 所

氏 名

年 月 日付で、伊勢原市消防団（所属： ）に入団したいので、承認をお願いします。

第3号様式（第2条関係）

（ 氏 名 ）

伊勢原市消防団 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 に任命する
任期は 〇〇 年 〇 月 〇 日 までとする

〇〇 年 〇 月 〇 日

伊勢原市消防団長

退 団 願

年 月 日

伊勢原市(長・消防団長)殿

所 属

階 級

氏 名

このたび、一身上の都合により、年 月 日付けをもって、伊勢原市消防団を退団したいので、承認をお願いします。

第5号様式（第2条関係）

（ 氏 名 ）

伊勢原市消防団

を免ずる

年 月 日

伊勢原市（長・消防団長）

第6号様式（第3条関係）

年 月 日

休団届

伊勢原市（長・消防団長）様

所 属
階 級
氏 名

私は、この度、下記のとおり休団いたします。

休団期間	年 月 日から 年 月 日まで
休団となる理由	
連絡先	
備考	

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

不在届

伊勢原市（長・消防団長）様

所 属
階 級
氏 名

私は、この度、下記のとおり不在となりますので届出いたします。

不在期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	
備考	

第8号様式(第9条関係)

出勤証明願

所 属 _____

階 級 _____

氏 名 _____

次のとおり消防団員として出勤(する-した)ことについて、証明をお願いします。

1 出勤年月日 年 月 日 ()

2 出勤時間 時 分 ~ 時 分

3 場 所 _____

4 出勤内容 _____

第9号様式(第9条関係)

出勤証明書

所 属 _____

階 級 _____

氏 名 _____

上記の者は、次のとおり消防団員として出勤(する-した)ことを証明する。

1 出勤年月日 年 月 日 ()

2 出勤時間 時 分 ~ 時 分

3 場 所 _____

4 出勤内容 _____

年 月 日

伊勢原市伊勢原三丁目3番20号
伊勢原市消防団長